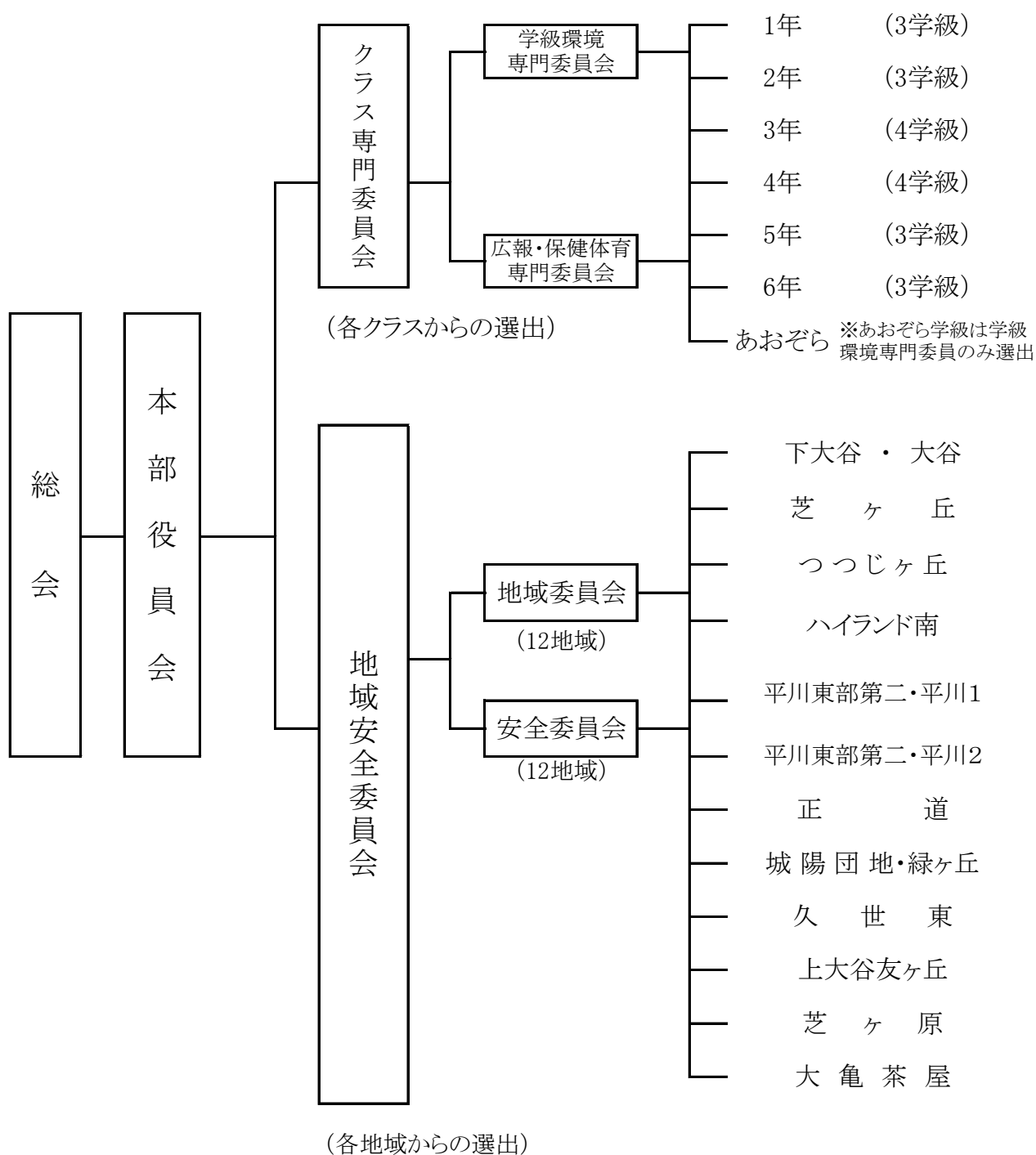


久世小学校 P T A

令和6年度(2024年)

総会議案書

令和6年度 久世小学校PTA組織図



(第1号議案)

令和5年度PTA活動報告

令和5年度のPTA活動は、5月に新型コロナウイルス感染症が5類へ移行したことに伴い、ようやく制限のない活動となりました。

とはいえ、PTA活動をコロナ禍前に戻すのではなく、令和4年度に活動をスリム化したことで、必要な活動のみの復活とし、クラス専門委員の会議は年1回とするなど、保護者への負担が最小限になるよう引き続き配慮しました。

親子まつりについては、昨年度好評だった『久世っ子謎解きスタンプラリー』を開催。今年度はコロナ禍ではできなかった地域の方々にもお手伝いいただき、たこせんを作って子どもたちに食べてもらったり、消火器体験をしていただいたりと、地域の方との交流を再開することができました。参加人数も昨年度より大幅に増え、多くの親子に楽しんでもらえたことが本当によかったと思います。

また、1月には左義長が開催され、PTAでは豚汁を1200食作り、地域の皆様に振舞いました。力強く響く和太鼓の音で開会し、高く燃え上がる左義長で書き初めを燃やして字の上達を願ったり、羽子板やコマ回しなどの昔遊びをしてスタンプを集め、お土産をもらえるなど、子どもたちに貴重な体験をさせていただきました。

他の地域ではこのような活動も年々少なくなっていると思いますが、久世校区は地域の皆様が子どもたちの為に伝統行事を残そうと尽力してくださり、本当に有難いことだと思っています。

PTA活動には、まだまだ見直すべき点は沢山あると思いますが、学校・地域と連携して子どもたちにとってよりよい環境づくりを目指し、今後も皆様に参加していただきやすく、負担の少ないPTAに変化していくことが必要だと考えています。

引き続き、皆様のご意見を広く伺いながら、よりよいPTA活動にするべく活動して参りますので、今後も皆様の変わらぬご理解ご協力をよろしくお願い致します。

令和 5 年度 学級環境専門委員 活動報告

令和 5 年 4 月 28 日 第 1 回学級環境専門委員会

5 月 2 日 あいさつキャンペーン担当日 (1 回目)

5 月 28 日 東城陽中通学路環境整備 (担当者 4 名)

6 月 20 日 第 1 回花植え替え (担当者 4 名)

7 月 14 日 第 1 回家庭教育委員会 (担当者 2 名参加)

8 月 9 日 校内点検 (担当者 4 名) その後、報告書提出

10 月 7 日 第 2 回家庭教育委員会 (担当者 2 名参加)

10 月 28 日 親子まつり開催 (担当者 10 名)

11 月 1 日 あいさつキャンペーン担当日 (2 回目)

11 月 11 日 クリーン活動開催

11 月 28 日 第 2 回花植え替え (担当者 4 名)

令和 5 年 1 月 14 日 左義長 (担当者 10 名) 豚汁作り・配布

2 月 中旬 卒業式の鉢花手配

2 月 17 日 令和 5 年度 PTA 指導者研修会 (担当者 2 名参加)

令和 5 年度 広報専門委員 活動報告

令和 5 年 4 月 28 日 第 1 回広報保体専門委員会

6 月 1 日 あいさつキャンペーン担当日（1 回目）

6 月 15 日 1 学期広報誌「わいわい」原稿作成開始

6/21 原稿提出→7/1 初稿

7/10 2 稿→7/12 校了（学校確認） 1 学期終業式に配布

10 月 1 日 第 53 回運動会 写真撮影（全員）

10 月 28 日 親子まつり（担当者お手伝い参加）

11 月 10 日 2 学期広報誌「わいわい」原稿作成開始

10/31 原稿提出（運動会と校外学習）→11 月末 初稿

12/7 2 稿→12/15 校了（学校確認） 2 学期終業式に配布

11 月 17 日 「城陽市 PTA だより」原稿締め切り

12 月 1 日 あいさつキャンペーン担当日（2 回目）

令和 6 年 1 月 14 日 左義長(担当者お手伝い参加)

2 月 15 日 3 学期広報誌「わいわい」原稿作成開始

原稿提出→2/29 仮印刷→修正し、3/18 配布

令和5年度 保健体育専門委員 活動報告

令和5年 4月 28日 第1回 広報保体専門委員会

6月 1日 あいさつキャンペーン担当日（1回目）

6月 16日 救命救急講習会（今年度より講習会参加はPTA会員希望者全員対象）

6月 22日 4年生自転車講習会お手伝い（本部保体委員+4年生保護者有志）

7月 13日 学校給食センター運営委員会（本部保体委員）

「第1回物資部会」@給食センター

9月 10日 あそびのはくぶつ館（担当委員参加）

9月 中旬 運動会自転車整理のためのシルバー人材センターとの打ち合わせ

10月 28日 親子まつり（担当委員参加）

10月 29日 給食アンケート集計・要望書提出

12月 1日 あいさつキャンペーン担当日（2回目）

12月 6日 東城陽アクティブネットワーク講演会（担当委員参加）

12月 12日 学校給食センター運営委員会（本部保体委員）

「第2回物資部会」@給食センター

令和6年 1月 14日 左義長（担当委員参加）

2月 17日 PTA指導者研修会（担当者参加）

3月 7日 学校給食センター運営委員会（本部保体委員）

「第3回物資部会」@給食センター

3月 15日 学校保健会（担当委員参加）

令和5年度 地域委員 活動報告

令和5年 4月28日 第1回地域委員会

6月23日 第1回地域懇談会（小学校で一斉開催）

6月～8月 第1回地域懇談会 資料回収・通学路危険箇所の取りまとめ・調書提出

各地域分の意見回収、要望調書作成、市へ提出

7月4日 あいさつキャンペーン担当日（1回目）

10月15日 敬老会受付（前日説明会あり）

10月28日 親子まつり（担当委員参加）

12月6日 東城陽アクティブネットワーク講演会（担当委員参加）

12月10日 第2回地域懇談会について 開催の案内

令和6年 1月10日 あいさつキャンペーン担当日（2回目）

1月14日 次年度「新登校班」について 作成の案内

1月14日 左義長（担当委員参加）

1月19日 新1年生入学説明会

1月下旬～2月上旬 第2回地域懇談会（各地域で開催）

2月 新登校班編成・各家庭への案内

2月 第2回地域懇談会 資料回収

各地域懇談会の案内文、各地域懇談会の議事録、新地域安全委員報告書

2月末 次年度新登校班名簿・登校班受付書 各地域担当から直接学校へ提出

2月～3月 各地域委員へ費用清算・次年度担当への引継ぎ

令和 5 年度 校区安全委員 活動報告

令和 5 年 4 月 17 日 第 1 回青少健幹事会（本部担当出席）

4 月 28 日 第 1 回校区安全委員会

6 月 27 日 第 2 回青少健幹事会（本部担当出席）

7 月 10 日 金毘羅祭りパトロール（担当委員参加）

7 月 22 日・8 月 19 日 夏休み夜間パトロール（担当委員参加）

8 月 24 日 第 3 回青少健幹事会（本部担当出席）

9 月 1 日 あいさつキャンペーン担当日（1 回目）

10 月 28 日 親子まつり（担当委員参加）

11 月 11 日 クリーン活動

11 月 24 日 左義長実行委員会（本部担当出席）

12 月 5 日 第 4 回青少健幹事会（本部担当出席）

令和 6 年 1 月 9 日 第 5 回青少健幹事会（本部担当出席）

1 月 13 日 左義長前日準備（担当委員参加）

1 月 14 日 左義長

2 月 1 日 あいさつキャンペーン担当日（2 回目）

2 月 5 日 第 6 回青少健幹事会（本部担当出席）

久世ともだちランド手伝い（担当委員参加）

6 月 10 日・6 月 24 日・7 月 8 日・10 月 14 日・11 月 18 日・12 月 9 日

1 月 27 日・3 月 9 日

令和 5 年度 選挙管理委員 活動報告

令和 5 年 4 月 10 日 「クラス専門委員選出のご案内」配布

「立候補届」「委任状」「辞退届、辞退希望届」配布

4 月 17 日 クラス専門委員選出抽選準備・「辞退権審査結果のお知らせ」配布

4 月 20 日 クラス専門委員選出抽選

4 月 27 日 「クラス専門委員登録届」回収、専門委員名簿作成

11 月 10 日 令和 6 年度本部役員選挙告示・「立候補届」配布

※第 1 回選挙管理委員会

11 月 25 日 「辞退権、辞退希望届」配布

「立候補届」回収

12 月 13 日 辞退権の審査

「辞退権審査結果のお知らせ」配布

「立候補者に受理のお知らせ」配布

令和 6 年 1 月 9 日 「令和 6 年度 PTA 本部役員選挙抽選のご案内」配布・「委任状」配布

1 月 16 日 令和 6 年度本部役員選挙抽選当日

(12:00 準備 13:00~13:30・14:35~15:00 抽選終了)

「当選者への選出結果、PTA 本部役員登録届」配布

「本部役員役職決定会議のご案内」配布

2 月 8 日 令和 6 年度本部役員役職決定会議

2 月 14 日 令和 6 年度本部役員役職決定案内配布

(第2号議案)

令和5年度PTA会計決算書

1 収入の部

項 目	予算額(円)	決算額(円)	摘 要
前年度繰越金	1,686,639	1,686,639	
会費	1,731,600	1,733,400	300円×家庭数×12ヶ月
雑収入	10,000	14,015	青少健より印刷機使用料10,000、市Pソフトハレホール返金4,000、利息
合 計	3,428,239	3,434,054	

2 支出の部

項 目	予算額(円)	決算額(円)	適 要
(1)運営費	396,000	322,534	
目 1 会議費	10,000	0	お茶代等
2 事務費	100,000	98,514	上質紙・色上質紙・選挙関連事務用品、印刷機マスター、インク
3 通信費	66,000	66,000	TSメール配信費
4 旅費	60,000	32,620	研修会交通費等
5 備品費	160,000	125,400	印刷機リース料
(2)活動費	433,000	425,261	
目 1 本部活動費	18,000	14,000	
2 学級環境専門委員	150,000	94,084	花壇培養土、花苗、グリーン活動用清掃用具、PTAサークル活動援助費
3 地域安全専門委員	15,000	23,037	運動会駐輪場整理、コーン、パー
4 広報保体専門委員	250,000	294,140	PTA広報誌「わいわい」発行(年3回)
(3)加盟組織分担金	150,552	151,052	
目 1 市P分担金	16,560	16,460	5,000+20×児童数(573)
2 連協分担金	90,888	90,158	6,500+146×児童数(573)
3 府P安全会費	43,104	44,434	80×(家庭数449+教32)+8×573
(4)諸費	460,000	326,930	
目 1 児童活動援助費	100,000	56,530	駅伝試走児童送迎バス代
2 卒業記念品費	260,000	239,400	コサージュ、卒業記念品、卒業証書ファイル
3 研修費	60,000	0	
4 慶弔見舞金	40,000	31,000	弔慰金2名分(5000×2)、餞別花代(3000×7)
(5)行事予算	300,000	318,463	
目 1 行事費	300,000	318,463	グリーン活動謝礼及び参加者お茶代、親子まつり、左義長、卒業式お花代
2 記念行事積立金	0	0	
(6)予備費	1,688,687	61,050	熱中症指数計「お知らせカント君」
合 計	3,428,239	1,605,290	1,828,764

(収入)3,434,054-(支出)1,605,290=(残金)1,828,764

なお、残金は令和6年度に繰り越しをします。

令和5年度PTA会計決算を上記のとおり報告します。

令和6年3月31日

会計

村上 ゆき



稲垣 太郎



(第3号議案)

令和5年度会計監査報告書

久世小学校PTA規約第6条及び第10条に基づき、PTAの会計について、令和6年3月29日に監査を行った結果、規約第10条及び久世小学校PTA会計規定に基づき、適正に処理されていることを確認します。

令和6年3月31日

令和5年度会計監査委員

甲斐 麻衣子 

宇野 萌子 

令和6年度PTA活動方針（案）

1 方針

学校、家庭、地域、が一体となり、子どもたちの安全を守り、安心して学校生活を送ることができる環境作りに努める。

2 目標

(1) 保護者同士の連携を図る。

PTA 活動や青少健活動（久世ともだちランド等）への積極的な参加を呼びかけ、保護者と子ども達、保護者同士の交流を推進する。

(2) 先生と保護者の連携を図る。

- ・子どもたちの充実した学校生活と健全育成の手助けをする。
- ・先生と保護者の信頼と親交を深める。

(3) 地域と保護者の連携を図る。

「久世ともだちランド」、「あいさつキャンペーン」、「安全見まもり隊」等、日々の活動が、地域の関係団体（青少健、東城陽アクティブネットワーク、久世コミュニティ連絡協議会等）を中心に、地域の方々によって支えられている事を伝える。

また、活動を通して地域の方々と協力し、「子どもたちを見守る」という地域文化を培っていく。

附則

- 1 会議の内容・連絡事項・報告等、PTA が組織として運営できるよう迅速かつ適切に活動を進める。
- 2 クラス専門委員会活動、地域安全委員会活動を通じて、会員相互の学習と親睦を深め、その内容を広く伝えるよう活動する。
- 3 役員選出のあり方を公平で分かりやすいものにするための検討や周知徹底を図る。
- 4 PTA 活動が保護者の負担にならないよう活動内容や組織編成を都度工夫していく。

令和6年度事業計画(案)

	PTA行事予定	学校行事
4月	クラス専門委員選出(4/19) 第1回専門委員会(4/26)	1学期始業式(4/8) 入学式(4/9) 授業参観・学級懇談会(4/19)
5月	PTA総会(書面決議) クリーン活動(5/25)	1年生を迎える会(5/2) 新体力テスト 修学旅行(5/16～5/17) 授業参観(5/28)
6月	給食試食会 地域懇談会 救命救急講習会	陸上交歓記録会 救命救急講習会 プール開き
7月	金比羅祭りパトロール	個人懇談会 1学期終業式(7/19)
8月		2学期始業式(8/27) 作品展
9月		林間学習(9/26～9/27)
10月	運動会(10/12)	運動会(10/12)
11月	クリーン活動 あそびのはくぶつ館(11/10) 親子まつり(11/16)	小学校駅伝大会 授業参観(11/15) 絵画展(11/14～11/15)
12月		個人懇談会 2学期終業式(12/23)
1月	来年度本部役員選挙 左義長(共催)(1/19)	3学期始業式(1/7) 書き初め展 授業参観(1/16)
2月	地域懇談会 来年度地域委員校区安全委員選出	6年生を送る会(2/21)
3月	本部役員新旧引き継ぎ会	卒業証書授与式(3/19) 修了式(3/24)

(注)これらの事業は予定であり、変更されることもあります。

学級活動方針（案）

一人ひとりの子ども達が大切にされ健やかに成長することができるように、保護者と教職員が協力して学級活動をしていきます。

- 1 諸行事（クリーン活動や花植え活動、学年行事など）を通して、学校での教育活動や子ども達の様子などを知り、保護者と教職員が相互理解を深め合いながら、子ども達が楽しく通える学級をつくるために協力をしていきます。
- 2 子どもたちが毎日過ごす学校内の環境整備に努めます。日頃、子どもたちや教職員だけでは、手の行き届かない部分を、諸行事（校内点検の実施、クリーン活動）を通して保護者が補足するべく活動していきます。
- 3 諸行事に参加することができなかった会員に対してその内容を報告すると共に意見を聞き、次の活動へとつなげ参加を呼びかけていきます。

地域活動方針（案）

地域内での会員相互のつながりを深め、地域の方々の協力も得ながら、子ども達が明るく元気で安心して生活し行動できるよう、あいさつキャンペーンや見守り活動などを通して地域全体で見守っていきます。

- 1 地域活動に取り組む中で会員相互の親睦を深め、子ども達が元気で安全に「遊び・学べる」環境づくりを進めます。
- 2 地域内で、子ども同士・大人同士・子どもと大人が互いに「明るい声で笑顔のあいさつ」を爽やかに交わせるよう活動し、子ども達が健全に成長できるように声かけを心がけていきます。
- 3 地域活動の特徴でもある「上級生・下級生」という異年齢のかかわり合いの中で、助け合いや思いやり・いたわり合いという心を、登校班などを通して育むことができるように活動していきます。
- 4 登下校時の通学ルートが楽しく安全であるように、地域の方々と連携し、協力を得て事故や事件が発生しないように、子ども達を地域全体で見守る環境を整えていきます。

令和6年度 各委員会活動計画（案）

クラス専門委員会	学級環境委員会	花壇・フラワーポットの植え替え 校内点検 クリーン活動 家庭教育委員会 東城陽中通学路環境整備
	広報保健体育委員会	給食試食会 『わいわい』の発行 あそびのはくぶつ館 学校保健会 運動会 城陽市PTA連絡協議会講演会
地域安全委員会	地域委員会	地域懇談会 敬老会受付 東城陽アクティブネットワーク講演会 登校班名簿作成
	校区安全委員会	ともだちランド手伝い 夜間パトロール 金毘羅祭りパトロール クリーン活動
全委員共通の担当行事（分担制）		親子まつり クリーン活動 左義長 あいさつキャンペーン

(第5号議案)

令和6年度PTA会計予算(案)

1 収入の部

項 目	予算額(円)	摘 要
前年度繰越金	1,828,764	
会費	1,746,000	$300 \times (\text{PTA会員家庭数} + \text{教職員数}) \times 12\text{ヶ月}$
雑収入	10,000	青少健より印刷機使用料、利息等
合 計	3,584,764	

2 支出の部

項 目	予算額(円)	適 要
(1)運営費	396,000	
目 1 会議費	10,000	
2 事務費	100,000	上質紙・色上質紙・更紙等
3 通信費	66,000	TSメール配信費
4 旅費	60,000	大会、研修会交通費等
5 備品費	160,000	印刷機リース料等
(2)活動費	453,000	
目 1 本部活動費	18,000	
2 学級環境専門委員	150,000	学校内・地域環境設備、サークル活動援助金(10,000)等
3 地域安全専門委員	15,000	
4 広報保体専門委員	270,000	広報誌発行等
(3)加盟組織分担金	147,140	
目 1 市P分担金	12,600	$1,000 + 20 \times \text{PTA会員児童数}$
2 連協分担金	91,180	$6,500 + 146 \times \text{PTA会員児童数}$
3 府P安全会費	43,360	$80 \times (\text{PTA会員家庭数} + \text{教職員数}) + 8 \times \text{PTA会員児童数}$
(4)諸費	460,000	
目 1 児童活動援助費	100,000	児童の活動の補助に使用
2 卒業記念品費	260,000	コサージュ、卒業記念品、卒業証書ファイル
3 研修費	60,000	研修会参加費等
4 慶弔見舞金	40,000	
(5)行事予算	300,000	
目 1 行事費	300,000	クリーン活動・親子まつり・左義長等
2 記念行事積立金	0	
(6)予備費	1,828,624	
合 計	3,584,764	

(第 6 号議案)

令和 6 年度監査委員の選出について

久世小学校 PTA 規約第 6 条により、次の 2 名の方を総会において選出します。

長野 倫子

山上 賀奈子

(順不同敬称略)

1 教育方針

○学校教育目標

質の高い学力と豊かな人間性を身に付け、生きる力に結び付く行動力・実践力のある児童を育成する。

○目指す児童像

- ・明るくたくましい子
- ・みんな仲良く心の美しい子（素直で思いやりのある子、互いに助け合い認め合える子）
- ・深く考え進んで実行する子

2 学校経営方針

①義務教育9年間を見据えた将来が展望できる質の高い学力の育成

児童の実態を踏まえ、学力向上、基礎・基本の定着を目指したカリキュラム・マネジメントを基に、生涯にわたる学習の基盤を培う。

②生徒指導の機能を生かした学級経営の充実（自己有用感・自己肯定感の醸成）

すべての児童にとって居心地の良い場所であり、みんなで学び、互いに助け合い認め合い、「ありがとう」と素直に感謝の言葉が言える暖かい学校を目指す。

③連携・協働意識をもち、組織力やチーム力で高める教職員の資質能力や指導力の向上

④保護者及び地域との連携を強化することにより、信頼される学校を目指す。

3 目指す学校像

キーワード「人を育てる3つの「あ」と学力向上（基礎・基本の定着）

「あいさつ」「あつまり」「あとしまつ」を大切に、学力向上、基礎・基本の定着を目指した教育活動の充実

○児童が輝く学校

- ・「人を育てる3つの「あ」を意識した規律のある学校生活の充実
- ・すべての子どもが将来を展望できる学力向上、基礎・基本の定着
- ・自己肯定感・自己有用感をはぐくむ学級集団づくり

○温かで働きやすい職場環境

- ・組織の機能化とチーム力の向上による資質能力や指導力の向上
- ・教育活動の効率化による負担感の軽減
- ・誰もが元気で生き生きと働きやすいゆとりのある職場環境の整備

4 目指す教職員像

※教職員に課せられていること＜義務教育9年後を見据えた教育活動＞

- (1) 将来を展望できる学力、社会で通用する人間関係能力とルールやマナーを身に付けさせること。
- (2) 子どもの将来を保護者とともに考えることが必要であること。（保護者連携）

※教職員として大切にしたいこと

「チーム久世小」ー連携・協働・組織力ー＊「求められる京都府の教員像ー5つの力」参照

①気づく力	児童を深く理解し、小さな変化に気づくための積極的なコミュニケーション(能力の向上)
②伸ばす力	児童の個性や能力を最大限に伸ばすための校内研修の充実と授業力・指導力の向上
③挑戦する力	児童への効果的な教育活動を行うための探究心や学び続ける姿勢、人間性を向上
④つながる力	他の教職員や保護者、地域社会との組織的・協働的な対応力の向上
⑤展望する力	時代や社会、環境の変化を的確に把握し、課題解決に適切に対応できる力の向上

(第7号議案)

久世小学校PTA規約（案）

第1条 名称

この会は、久世小学校PTAといい、事務所を久世小学校内におく。

第2条 目的

- 1 この会は、日本国憲法・教育基本法に則り、民主教育の発展をはかる。
- 2 この会は、学校と家庭・地域社会の連携を密にし、健全な児童の育成をはかる。

第3条 活動

- 1 この会を成人教育の場として、会員相互が高まるための学習活動を行う。
- 2 児童を正しく理解するための活動を行う。
- 3 学校・家庭・地域における児童の正しい成長を助けるための活動を行う。
- 4 地域社会の教育に対する願いを正しく行政に反映させるための活動を行う。

第4条 会員

- 1 久世小学校に在籍する児童の父母（またはそれに代わる人）と同校教職員とする。
- 2 会員は、児童の父母（またはそれに代わる人）を1単位とし、教職員は、1人を1単位とする。議決権は、1単位1票とする。
- 3 すべての会員は、平等の権利と義務を有する。

第5条 本部役員と本部役員会及びその任務

- 1 本部役員とその任務は、次のとおりとする。

役 職	役員数	役 員 の 任 務
会 長	1 名	この会の代表者として、会務を総括し議決事項を執行する。
副会長	2 名	会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
庶務会計	7 名	総会及び各種会合の議決に基づいて活動をすすめ、またこの会の各種の庶務及び会計の事務を行う。

- 2 本部役員会

- (1) 本部役員会は、本部役員を以て構成する。
- (2) 議決事項を具体的に執行できるように取りはからう。
- (3) 定期的に各種委員会が開かれるように取りはからう。

第6条 委員と委員会及びその任務

- 1 本会の委員とその任務は次のとおりとする。

役 職	委員の数及び 委員長を選出	委 員 の 任 務
クラス専門委員	各学級で2名 選出する。	第2条・第3条の定めにそって学級内の具体的な問題を、 みんなで討議できるよう取りはからう。
地域安全委員	各地域で2名を 選出する	第2条・第3条の定めにそって地域内の具体的な問題を、 みんなで討議できるよう取りはからう。
監査委員	総会において2名 を選出し、委員長 を互選する。	この会の会計が規約・規定にそって正しく執行されている かどうかを定期的に監査する。

- 2 第2条・第3条の目的と活動を行うために必要あるときは、総会の議決に従い、特別・専門委員会をおくことができる。

第7条 役員等の選出

- 1 本部役員と委員の選出に関する規定を別に設ける。
- 2 すべて一人一役を原則とする。
- 3 任期は1ヶ年とする。但し再選はさまたげない。
- 4 任期が満了しても、後任本部役員及び委員が決定されるまでの間はその任務を続行する。

第8条 総会

- 1 総会はこの会の最高の議決機関として、毎年1回開くことを原則とするが、書面決議で実施することも可能とする。また必要に応じて臨時総会を開くことができる。実施方法は開催年度の本部役員が決定する。
- 2 毎年の活動方針・予算・決算・会務の報告・規約及び規定改正の発議・その他この会の重要事項は総会において審議決定する。
- 3 総会の定足数は、会員の4分の1とし、委任状を認める。
- 4 臨時総会は、本部役員または会員の10分の1以上が必要と認めたときは30日以内に開かなければならない。
- 5 総会を開くときは、その5日前までに議事の内容を明示して、全会員に通知しなければならない。
- 6 総会議長は、その都度役員以外の会員から選出する。
- 7 総会の議決は、多数決による。可否同数のときは議長が決定する。

第9条 運営及び会合

- 1 この会は、自主・民主・公開を運営の原則とする。
- 2 総会及び本部役員会は、会長が招集する。各種委員会は、会長に連絡して委員長が招集する。
- 3 その他、第2条、第3条の定めにそって、必要に応じ各種会合を行うことができる。

第10条 会計

- 1 この会の経費は、会費並びにその他の収入をもってこれにあてる。
- 2 会費は、会員が自主的に納入することを原則とする。このために別に会計規程をもうける。
- 3 会費は、会計規程で定める額とする。
- 4 経理は、総会で議決された予算に基づいて行い、決算は、会計監査を経て総会で承認をうける。
- 5 この会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日でおわる。

第11条 本部役員・委員の罷免

本部役員・委員を罷免しようとするときは、会員の10分の1以上の署名により、総会に発議することができる。

第12条 規約改正

この規約を改正しようとするときは、総会出席会員及び欠席会員で書面により賛否を表明した会員3分の2以上の賛成を必要とする。

附則

(施行期日)

第1条 この規約は、昭和44年10月18日から施行する。

昭和63年 4月 1日 (一部改正)

平成 2年 4月 1日 (一部改正)

平成 4年 4月 1日 (一部改正)

平成13年 4月 1日 (一部改正)

平成16年 1月16日 (一部改正)

平成24年 5月15日 (一部改正)

平成26年 2月20日 (一部改正)

平成30年 12月13日 (一部改正)

令和 4年 11月4日 (一部改正)

(第8号議案)

久世小学校PTA本部役員及び委員選出規程(案)

第1章 総則

第1条 規約第7条第1項に基づき、本部役員及び委員の選出は、規約に定められた以外は、この規程によって行う。

第2条 この規程による選挙権は、1家庭1票とする。
被選挙権は、1児童につき1回とする。

第2章 選挙管理委員会

第3条

- 1 次年度本部役員の選挙を行うため、本部役員の選管担当者を委員長とし本部内に設置する。
- 2 選挙管理委員の任期は、選出された日から当該年度の3月末日までとし、委員長・委員は本部役員で担う。

第4条 選挙管理委員会は、次の業務を行う。

- 1 選挙の告示(届出の締切日・投票期間・開票日・選挙結果等の公表)
- 2 候補者の届出の受け付けと確認
- 3 候補者名簿・抱負文又は推薦文・投票用紙等の作成と配布、及び開票の実施
- 4 その他、選挙の実施に必要な業務

第3章 本部役員の選出

第5条 本部役員は、原則新4・5年生より3名ずつ、新6年生より4名となるよう役員候補者を選出し選挙管理委員会へ届け出る。そして、全ての委員の選出に優先して行う。

新2年生新3年生から立候補者が出た場合、上記の役員候補選出配分は選挙管理委員会で協議し調整することができる。

また、その他やむを得ない事情が生じた場合、選挙管理委員会で協議し調整することが出来る。

第6条 選出の告示は、11～12月とし、立候補の受付業務を11～12月中に完了する。

第7条

- 1 立候補者は、11～12月の定められた期日までに、立候補の抱負文を添えて選挙管理委員会に届け出る。学年より規程に定める数以上の立候補者が出た場合は、選挙により選出する。
- 2 立候補者がいない場合は、抽選器による抽選とし、新4～6年生の児童1人につき1回抽選する。
- 3 立候補者は新2年生～新6年生の保護者を対象とする。

第8条 本部役員の役職は、互選によるものとする。

第4章 クラス専門委員・地域安全委員の選出

第9条

- 1 クラス専門委員の選出区は、児童の属する各学級とする。
- 2 クラス専門委員の選出は、一斉選挙にて行う。
- 3 クラス専門委員2名は、第1回専門委員会にて役割分担を決定し、選出結果を速やかに本部役員に届け出る。
- 4 同一会員が複数の学級で委員として選出されたときは、上級学級を有効とする。

第10条

- 1 地域委員1名、校区安全委員1名の選出区・選出数は次表のとおりとする。

選出区	地域安全委員	
	地域委員	校区安全委員
城陽団地・緑ヶ丘	1	1
平川東部第二・平川1	1	1
平川東部第二・平川2	1	1
大亀茶屋	1	1
久世東	1	1
芝ヶ原	1	1
正道	1	1
芝ヶ丘	1	1
ハイランド南	1	1
つつじヶ丘	1	1
上大谷友が丘	1	1
大谷・下大谷	1	1

- 2 地域安全委員の選出は、地域ごとに選出会議を開き、出席者全員が合意できる方法によって行う。(選出の際、補欠1～5も同時に選出することとする。)
- 3 選出された地域安全委員は、選出結果を速やかに本部役員に届け出る。

第5章 辞退権

第11条

- 1 辞退権は原則として、任期を全うした役員等に対し、本部役員会が付与する。
- 2 辞退権の行使は、辞退権を付与された会員が、本部役員の選出及びクラス専門委員、地域安全委員選出会議の都度、当該選出会議の被選出権の停止を申し出ることにより効力を発する。
- 3 辞退権の効果は、作成した選挙名簿に、辞退権の行使を申し出た会員の欄に被選出権が無い旨の表示を行うことにより処理する。
- 4 辞退権の効力は、役員等の任期が終了した年度の翌年度から起算する。
- 5 自治会や子ども会など他団体の組織は学校PTAとは別団体である為、各種団体の支部長や会長経験者または任期中であっても、PTA本部役員選挙及びクラス専門委員選挙への辞退権はないものとする。

第12条 辞退権は、次の各号に掲げる役員等の役職に対し、当該各号に定める期間を付与する。

- 1 本部役員をした世帯は、その世帯のどの児童についても、本部役員を永久に辞退できる。
- 2 本部役員をした世帯は、その世帯のどの児童についても、クラス専門委員(学級環境委員・広報保体委員)を辞退できる。
- 3 会員のその世帯のどの児童についても、クラス専門委員(学級環境委員・広報保体委員)を務めた世帯は、任期の翌年1年間クラス専門委員を辞退できる。
- 4 任期年度の4月1日時点において、未就学児がいる世帯は、本部役員を辞退することができる。

第6章 補則

第13条

- 1 本部役員に欠員が生じたときは、補欠1から順に繰り上がる。
- 2 クラス専門委員・地域安全委員に欠員が生じたときは、補欠1から順に繰り上がる。
- 3 クラス専門委員に関しては、1児童1役を原則とする。但し、高学年になり、クラス専門委員経験者が多く、選出人数が足りない場合は2回目が当たる場合がある。
- 4 クラス専門委員の補欠は補欠1から補欠2までを選出する。(6年生のみ補欠1と2は謝恩会検討委員を兼任とする。)
- 5 あおぞら学級は本部役員・広報保体委員・地域委員・校区安全委員を辞退できる。
- 6 1～5年生で地域安全委員に選出されている場合は、その年のクラス専門委員を辞退できる。
- 7 6年生で地域安全委員に選出されていてもクラス専門委員を優先する為、クラス専門委員選出選挙に参加し、選出された場合は担当地域の補欠1から繰り上がる。
- 8 東城陽中学校で本部役員を務める場合、その任期年度の久世小学校本部役員は辞退できる。(ただし、クラス専門委員については、辞退権はないものとする。)
- 9 地域安全委員を務めた翌年1年間は、その世帯のどの児童においてもクラス専門委員を辞退できる。

第7章 規程改正

第14条 この規程を改正しようとするときは、総会出席会員の3分の2以上の賛成を必要とする。

附則

第1条 この規程は、昭和63年2月26日から施行する。

昭和63年 3月 5日 (一部改正)
平成 元年 4月 1日 (一部改正)
平成 4年 4月 1日 (一部改正)
平成 9年 5月19日 (一部改正)
平成10年 5月18日 (一部改正)
平成13年 5月14日 (一部改正)
平成16年 5月16日 (一部改正)
平成17年 5月16日 (一部改正)
平成21年 2月13日 (一部改正)
平成23年 5月10日 (一部改正)
平成26年 2月20日 (一部改正)
平成30年12月13日 (一部改正)
令和 3年 5月19日 (一部改正)
令和 4年11月4日 (一部改正)

久世小学校PTA会計規程

第1章 会費の収納及び支出

- 第1条 本会の会費は、1単位当たり月額300円とする。
- 2 会費は、毎月、学費口座より引き落とすものとする。
- 第2条 本部役員会が必要と認めた場合は、会員の会費を減免する。
- 第3条 本会の支出項目は、次の通りとする。
- (1) 運営費
 - (2) 活動費
 - (3) 加盟組織分担金
 - (4) 諸費
 - (5) 行事予算
 - (6) 予備費

第2章

- 第4条 本会の用務で出張する場合は、本条の定めるところにより旅費を支給する。
- (1) 運賃 実費を支給する。
 - (2) 宿泊費 実費を支給する。

第3章 弔慰金

- 第5条 本会の会員及び久世小学校児童並びに職員の配偶者及び同居の1親等のものが死亡したときは、次の定めにより弔慰金をおくる。
- (1) 弔慰金またはこれに準ずるものについては年度初めに本部役員会で定める。
 - (2) その他本部役員会が必要と認めたときは前項に準ずるものとする。
- 第6条 弔慰金品に対する返礼は行わない。

第4章 規程改正

- 第7条 この規程を改正しようとするときは、総会出席会員の3分の2以上の賛成を必要とする。

附則

- 第1条 この規程は、昭和63年4月1日から施行する。
- | | | | | |
|----|-----|-----|-----|--------|
| 平成 | 元年 | 4月 | 1日 | (一部改正) |
| 平成 | 5年 | 1月 | 30日 | (一部改正) |
| 平成 | 6年 | 2月 | 5日 | (一部改正) |
| 平成 | 12年 | 5月 | 15日 | (一部改正) |
| 平成 | 14年 | 4月 | 1日 | (一部改正) |
| 平成 | 24年 | 5月 | 15日 | (一部改正) |
| 平成 | 30年 | 12月 | 13日 | (一部改正) |

京都府PTA安全会について

本PTAでは、活動の推進と円滑な実施をはかるため、PTA活動中の傷害補償に関する対策を講ずることを目的として京都府PTA安全会に加入しております。

については、会員の皆様に周知徹底を図るため下記のとおり内容をお知らせします。

1. 加入している保険は

PTAが主（共）催又は参加する行事における参加者の不慮の災害や、主催者側の手落ちにより、第3者（参加者、その他）に対し法律上の賠償責任を負担しなければならなくなった時に適用されるもので、

（1）行事参加者の不注意による身体傷害……………傷害保険

（2）PTA（主催者）の管理責任に起因する事故……………賠償責任保険

があります。以上の2点で行事参加者に対し十分なる保障が行われるようにするものです。

2. この保険で対象となる行事は

（1）水泳、林間行事

（4）運動行事、ハイキング等、レクリエーション行事

（2）作業

（5）役員・委員活動

（3）研修会、見学旅行

（6）その他PTA行事

3. 行事を行う主催者とは

単位PTA、府・郡・市・町・村PTA協議会

4. この保険で対象となる事故とは

A 傷害保険

（1）主（共）催者の管理下における行事活動中の傷害

（2）行事参加のため、参加者自宅と行事会場との通常の往復途上の傷害

（注）1. 上記の傷害は日本国内における事故に限られる。

2. 上記の傷害は急激かつ偶然な外来の事故による傷害であり、持病・中毒・麻酔・日射・熱射・精神的活動による身体の傷害は含まれない。

B 賠償責任保険

PTAが主催又は参加する行事の事故により、第3者に損害を与え、PTAが法律上の損害賠償責任を負う場合に支払われます。

5. 事故の認定は

A 傷害保険

PTA会長〔主（共）催者〕及び京都府PTA安全会会長が次の2点を確定した場合

（1）対象行事中の事故であること。

（2）この保険で対象となる事故に該当する事故であること。

B 賠償責任保険

PTA（主催者）が、当該事故につき損害賠償請求を受けた場合、保険会社並びに京都府PTA安全会会長と協議して認定を行います。

6. 支払われる保険金は

A 傷害保険

（1）死亡保険金……被害の日から180日以内にその傷害がもつて死亡したとき
……………250万円

（2）後遺傷害保険金……被害の日から180日以内にその傷害がもつて、
後遺傷害生じた時は、その程度により死亡保険金額の3%～100%

（3）医療保険金

医師の治療を受けた場合 1日につき 入院の場合（入院日数に対し）3000円
但し、180日が限度

入院されない場合（治療日数に対し）2000円

但し、治療補償期間180日の間実治療90日が限度

（注）・ギブス・コルセット等固定期間を考慮します。

・対象となる治療日数は、いかなる場合も被害の日から180日が限度です。

B 賠償責任保険

（1）損害賠償金……………治療費・慰謝料等示談金額

（2）損害防止軽減費用

（3）訴訟費用……………当該事故により訴訟となった場合、その費用

上記（1）につき対人の場合には1名2000万円、1事故1億円を限度とします。

対物の場合は1事故300万円を限度とします。

概略以上のとおりですので、主催される場合も参加される場合もお知りおき下さい。